平成２５年（フ）第９９号
静岡県三島市長伏262番地の５
破産者　有限会社メック
１　決定年月日　平成25年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２０号
広島市中区十日市町２丁目５番11号平岡ファミリービル101号室
破産者　株式会社アトウィル
１　決定年月日　平成25年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第９２５号
福岡市中央区赤坂１丁目５番23―1002号
破産者　市川　たか
１　決定年月日　平成25年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１５６号
福岡市博多区博多駅前４丁目21番11号
破産者　有限会社アサクラテック
１　決定年月日　平成25年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２３４号
福岡市中央区小笹３丁目20番３号
破産者　有限会社エクセレント尾崎
１　決定年月日　平成25年７月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２０８号
青森県むつ市川内町川内76番地１
破産者　株式会社木島林業
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２２号
埼玉県行田市桜町２丁目26番14号
破産者　昭和観光自動車株式会社
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第１７１１２号
東京都世田谷区深沢８丁目17―22　石川方101、開始決定時の住所東京都世田谷区用賀４丁目４―５―501
破産者　小澤　一幾
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１１号
東京都八王子市松が谷５番地１―105
破産者　増岡マチ子
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５８８号
横浜市西区浅間町５―379―１　サンビーム西横浜202号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市保土ケ谷区霞台19番12号
破産者　メタロイツ株式会社
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４０号
神奈川県横須賀市長井３丁目48番10号
破産者　有限会社沓名土木
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第４８６号
金沢市富樫３丁目１番35号
破産者　ビーラゲイン株式会社
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２５年（フ）第５８号
岐阜市高野町２丁目８番地　篠田ビルアパート304号室
破産者　飯沼　和久
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第８号
京都府亀岡市大井町土田３丁目10番14号
破産者　京谷株式会社
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
熊本県上益城郡御船町高木922番地
破産者　フジックス株式会社
１　決定年月日　平成25年７月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２４９１号
福岡市東区唐原７丁目３番29号
破産者　案浦　　保
１　決定年月日　平成25年７月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１６０４号
福岡県福岡市城南区別府４丁目３番８―603号
破産者　栗田　健二
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２３１４号
福岡県糟屋郡新宮町大字上府1088番地２
破産者　安藤　　勝
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５５号
福岡市中央区大手門１丁目２番23―1410号
破産者　永田　和明
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３０号
福岡市南区横手南町４―１、住民票上の住所福岡市博多区那珂３丁目19番２―1207号
破産者　司城　年記
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第２７１号
石川県かほく市宇気子１番地４　サンコテージＢ203号、開始決定時の住所福岡県三井郡大刀洗町大字菅野368番地３
破産者　宮本　和彦
１　決定年月日　平成25年７月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部